平成２２年（フ）第４９０９号
大阪市中央区高津３丁目９番７号五條苑31号室
債務者　永井小百合
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９３２号
大阪府八尾市堤町３丁目27番地の３
債務者　坂東　彩子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４９８６号
大阪市西区本田２丁目７番14―705号
債務者　原田　研三
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０３５号
大阪府箕面市箕面４丁目９番２―36号
債務者　北野　雅信
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０５０号
大阪市生野区新今里３丁目２番５―706号
債務者　福仲　　香
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０７１号
大阪府豊中市新千里南町３丁目４番２―503号
債務者　平野　哲朗
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０７８号
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番３号
債務者　遠藤　高平
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０７９号
大阪府茨木市玉櫛２丁目31番３号
債務者　遠藤　哲子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８２号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目26番20号
債務者　巣山　鈴子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８３号
大阪市東淀川区東中島６丁目12番３―104号
債務者　辻本　祐三
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８６号
大阪府八尾市刑部３丁目58番地の25
債務者　木島　加代
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０８８号
大阪府豊中市庄内宝町１丁目４番33号
債務者　園田　ミキ
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５０９３号
大阪市中央区釣鐘町１丁目５番７―904号
債務者　蓼沼　良顕
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１０６号
大阪市東成区深江北１丁目５番18―307号
債務者　白井　光也
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４号
北海道天塩郡幌延町栄町６番地78　栄町公住17号
債務者　小川　裕香
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第１５号
北海道稚内市緑６丁目35番２号
債務者　中村　貴之
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第３０７号
埼玉県越谷市北越谷４丁目16番19号
債務者　金塚美佐子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
東京都足立区南花畑２丁目23番５号
債務者　宮本　明子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係